

利用申請時の 誓約書ご提出のおねがい

大分県では大分県暴力団排除条例に基づき、県全体で暴力団排除に取り組んでいます。

iichiko 総合文化センターでも
公の施設の利用から暴力団を排除し、みなさまに安心してご利用いただけるよう、暴力団の利益となる利用は許可しないよう取り組んでまいります。

つきましては、当館を初めてご利用者の方に誓約書（別紙様式第 15 号）の提出をお願いしております。

- ※ 団体様・個人様とも **最初の1回のみ** のご提出で結構です。
（団体の場合は責任者様の個人名と生年月日が必要になります。
責任者が変更になった場合は再提出をお願いいたします。）
- ※ 許可に当たっては警察署に照会する場合がございます

みなさまにはご面倒をおかけいたしますが、
ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

施設利用誓約書

私は、本施設を利用するに当たり、下記の行為を行わないことを誓約します。

なお、キについて、指定管理者が必要な場合には、大分県警察本部に照会することについて承諾します。

記

ア 徒党を組み、又は騒音を発生させ、他の者の利用を妨害する行為

イ 大分県迷惑防止条例（昭和40年大分県条例第47号）第2条（粗野又は乱暴な行為の禁止）若しくは第3条（卑わいな行為の禁止）に規定する行為又はこれに類する行為

ウ 賭博行為

エ 犯罪行為又は犯罪をたたえ、あおり、^{そそのかす}唆す等、反社会的な行為を助長する行為

オ 爆発物、多量の発火物の所持

カ 凶器又は凶器となり得るものの所持

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に定める暴力団（その団体の構成員〔その団体の構成団体の構成員を含む〕が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体）の利益になると認められる行為

年 月 日

公益財団法人大分県芸術文化スポーツ振興財団 理事長 様

〔法人、団体にあつては事務所所在地〕

住 所

〔法人、団体にあつては責任者〕

（ふりがな）

氏 名

生年月日（明治・大正・昭和・平成） 年 月 日（男・女）

[利用許可の審査基準]

次のような場合には利用の許可ができません。

(1) 秩序又は風俗を乱すおそれがあるとき

- ア 徒党を組み、又は騒音を発生させ、他の者の利用を妨害するおそれがあると認められたとき
- イ めいていし、又は大声を発生する等他人に迷惑を及ぼす行為を行うおそれがあると認められたとき
- ウ 大分県迷惑行為防止条例（昭和 40 年大分県条例第 47 号）第 2 条（粗野又は乱暴な行為の禁止）若しくは第 3 条（卑わいな行為の禁止）に規定する行為又はこれに類する行為を行うおそれがあると認められたとき
- エ 賭博行為等に当たるおそれがあると認められたとき
- オ 犯罪行為又は犯罪をたたえ、あおり、唆す等、反社会的な行為を助長するおそれがあると認められたとき
- カ 危険物、動物その他他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる物を持ち込み、他の者の利用を妨害するおそれがあると認められたとき
- キ その他公序良俗に反し、又は反するおそれがあると認められたとき

(2) センターの施設等を破損し、又は滅失するおそれがあるとき

- ア 許可なくはり紙をする、釘の類を打つ、落書き等で汚す、畳をはがす、施設等を破損し、又は破損する行為及びこれらに準ずる行為を行うおそれがあると認められたとき
- イ 旗ざお等を振り回して施設等を破損するおそれがあると認められたとき
- ウ 施設等を不適切に取り扱い損傷し、又は滅失するおそれがあると認められたとき

(3) このほか、利用させることが不相当と認められたとき

- ア 定員以上の者が利用すると認められるとき
- イ 防災、保安上入場の制限が必要なとき
- ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に定める暴力団（その団体の構成員〔その団体の構成団体の構成員を含む〕が、集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体）の利益になると認められたとき
- エ 当該施設の具体的な行政目的に適合しない利用と認められたとき
- オ 公共の福祉を害し、又は害するおそれがあると認められたとき